

## 不動産登記規則等の一部を改正する省令案の概要

### 第1 改正の趣旨

オンラインにより請求された登記事項証明書等の登記所窓口での交付及び登記完了証の記載内容の充実を図るため、並びに不動産登記手続等の明確化等を図るため、次の法務省令について所要の改正を行う。

〈改正予定省令〉

- 1 商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）
- 2 動産・債権譲渡登記規則（平成10年法務省令第39号）
- 3 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）
- 4 工場抵当登記規則（平成17年法務省令第23号）
- 5 立木登記規則（平成17年法務省令第26号）
- 6 船舶登記規則（平成17年法務省令第27号）
- 7 農業用動産抵当登記規則（平成17年法務省令第29号）
- 8 建設機械登記規則（平成17年法務省令第30号）
- 9 夫婦財産契約登記規則（平成17年法務省令第35号）
- 10 企業担保登記規則（平成17年法務省令第38号）

### 第2 改正の概要

- 1 オンラインによる登記事項証明書等を請求した場合における登記所窓口での交付  
オンラインにより登記事項証明書等を請求した場合において、当該登記事項証明書等を登記所窓口で交付することを可能とするため、商業登記規則、動産・債権譲渡登記規則、不動産登記規則等について所要の改正を行う。

#### 2 登記完了証の改正

##### (1) 登記完了証の記載内容及び様式の改正

オンライン申請により申請情報が提供された場合には、当該申請情報を登記完了証の内容として反映させることなどにより登記完了証の記載内容の充実を図るため、不動産登記規則について所要の改正を行う。また、この改正により形式的な改正が必要となる工場抵当登記規則等についても所要の改正を行う。

##### (2) オンライン申請における登記完了証の書面による交付等

ア オンライン申請がされた場合の登記完了証の交付の方法について、申請人の申出があるときは、書面による交付も可能とするため、不動産登記規則について、所要の改正を行う。

イ アの改正に併せて、登記完了証を送付の方法により交付する場合の規定を整理するため、不動産登記規則について所要の改正を行う。

##### (3) 登記が完了したことの通知を要しない場合の明確化

申請人が登記完了証を受領しないまま、一定の期間が経過した場合には、登記が完了したことの通知を要しないこととし、その際の登記完了証の廃棄に係る規定を整理するため、不動産登記規則について、所要の改正を行う。併せて、不動産登記規則第64条第1項第2号及び第3号の規定に基づき、登記識別情報の通知を要し

ないこととした際の当該登記識別情報の廃棄に係る規定を整理するため、不動産登記規則について所要の改正を行う。

- 3 敷地権の登記の抹消等における土地登記記録への措置の改正  
実務の取扱いに合わせて、不動産登記規則の関係規定について所要の改正を行う。
- 4 受付帳の調製等の明確化  
実務の取扱いに合わせて、不動産登記規則の関係規定について所要の改正を行う。
- 5 登記情報交換システムを利用した登記事項証明書のデータ量制限の緩和  
新しい登記情報システムの導入に伴い、登記情報交換システムを利用した登記事項証明書のデータ量制限がなくなることから、その制限を定めた不動産登記規則第195条を削る。また、この改正により形式的な改正が必要となる船舶登記規則等についても所要の改正を行う。
- 6 その他  
法令の改正に伴い技術的な改正を要する規定等について所要の改正を行う。

### 第3 施行期日

- 1 第2の1及び3から6まで 平成23年4月予定
- 2 第2の2 平成23年6月予定